

児童の権利委員会 (CRC)

80セッション (2019年1月14日-2月1日)

日本

第4回・第5回日本政府報告書に関する

NGO レポート

2018年12月14日

児童の権利を守る NGO 日本連合

Japan NGO Coalition for the Rights of the Child (JNCRC)

東京都中央区銀座 3-13-4 シンコウビル 4F-B 〒104-0061 日本

TEL & FAX: +81 5031530391

Email: JapanNetwork1@gmail.com

JNCRC メンバー団体

- 不当な日本批判を正す学者の会
- 家族の絆会
- 国際歴史論戦研究所
- なでしこアクション
- 史実を世界に発信する会
- 慰安婦の真実国民運動
- 子どもたちの権利を守る会

児童の権利を守る NGO 日本連合（ JNCRC ）について

「児童の権利を守る NGO 日本連合」は、児童の権利と児童福祉制度向上に取り組み、家族の絆を大切にする日本の団体と個人の集まりです。

目 次

I. 海外在住の日本人児童の保護	3
1. 関連する児童の権利条約、委員会勧告、日本政府報告	3
2. 主要点	3
3. 背景	3
3-1. 海外在住の日本人とその児童に発生している問題	4
3-1-1. 米国の事例	4
3-1-2. 豪州の事例	6
3-2. 日本政府による現行の対策とその問題点	6
3-2-1. 日本政府による現行の対策	6
3-2-2. 問題点	7
4. 勧告	8
II. 日本における児童の福祉にかかる司法・行政等の問題	9
1. 関連する児童の権利条約、委員会勧告、日本政府報告	9
2. はじめに	9
3. 児童の福祉にかかる司法・行政等の問題点	9
3-1. 家庭裁判所調査官の問題	9
3-2. 裁判所の問題	10
3-3. 行政の問題	11
3-4. 専門家の問題	11
4. 勧告	11
III. 子供連れ去り問題 父親からの報告	13
1. 関連する児童の権利条約、委員会勧告、日本政府報告	13
2. 父親からの報告	13
3. 勧告	15
父親とその娘の写真	16

I. 海外在住の日本人児童の保護

1. 関連する児童の権利条約、委員会勧告、日本政府報告

- 児童の権利条約 前文と第 29 条一項
- 最終見解書(CRC/C/JPN/CO/3)の paragraph 14, 16, 20, 22, 49(c), 61, 71, 87
- 日本政府報告書(CRC/C/JPN/4-5)の paragraph 11, 74, 120, 124

2. 主要点

日本政府は海外在住の日本人児童が受けるいじめや人権侵害に対して、児童を保護する十分な施策をとっていない。そのため、様々な問題が海外在住の日本人児童に生じている。海外在住の日本人児童は、日本国内の日本人児童や外国籍児童と同様に保護されるべきである。日本政府は、早急に予防と保護の対策を立て、実行し、必要であれば法制化すべきである。

3. 背景

海外の書籍、ニュース、インターネットの情報には日本の歴史・政治について事実とはかけ離れている反日的な情報や政治宣伝が氾濫している。その結果、米国やカナダの一部の学校では、日本の歴史について事実と全く違う内容の教科書や教育プログラムが使われている。

これは正しい情報と教育を受けるべき全ての児童にとって有害である。海外在住の日本人児童の中には、歴史・政治問題を背景として、日本人であることを理由にいじめを受けるケースが出てきた。これは児童にとって身体的、心理的苦痛であり、健全な肉体と精神の成長を妨げるものである。

近年は、米国、カナダ、豪州、欧州において、歴史問題を利用した市民団体による日本非難の政治活動が盛んである。その一つが外交問題にも発展した所謂慰安婦問題だ。この問題については 2015 年 12 月、米国の仲介で日韓外相会談¹が行われ、「この問題が最終的

¹ 日韓外相会談 https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.htm

Japan-ROK Foreign Ministers' Meeting

https://www.mofa.go.jp/a_o/na/kr/page4e_000365.html

かつ不可逆的に解決されることを確認する」、「国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える」ことが合意された。しかし、その後も韓国政府や市民団体による日本非難行動は全く止んでいない。世界各地で市民団体が、日本を非難する記念碑建立、イベント、デモなどを行っている。

子ども同士のいじめ問題は、家庭環境と社会環境の影響が大きい。保護者や大人たち、そして政府にも重大な責任がある。

海外在住の日本人とその児童の人権現状と問題を把握することが重要であるが、日本政府による調査統計が存在しない。そこで、米国市民団体「ひまわりジャパン Himawari Japan」²、豪州市民団体「豪ジャパン・コミュニティ・ネットワーク Australia-Japan Community Network」³、そして海外在住の日本人から得た情報を元に現状と問題点を以下に記す。

3-1. 海外在住の日本人とその児童に発生している問題

3-1-1. 米国の事例

- 1) ニュージャージー州の高校で明らかな「偏向教育」を目的としたマグロウヒル社の教科書⁴を使わされている。
- 2) マグロウヒル社の「歴史の教科書」⁵をクラスで勉強した後、クラスメイトから日本人の自分に対して「テロリスト」「強姦魔」呼ばわりされ、つばをかけられ、一時ショックでひきこもりになった。
- 3) ニュージャージー州 Fort Lee 市にある韓国スーパーに買い物に来た日本人親子（父と12歳の息子）が何を買おうかパーキングからスーパーに行くまで日本語で話していたら、突然韓国人の変なおじさんからつばをかけられ、びっくりしたお父さんは息子をすぐに車に乗せて逃げた。
- 4) カリフォルニア州では「慰安婦・性奴隷として日本兵に拉致されたのは、まだ生理も始まっていない12、13歳の少女で、しかも日本兵は戦後、口封じのために20万人の慰安婦を虐殺した」という話が韓国人生徒たちや韓国人父母らによって学校に広められている。「本当の歴史」を知らない日本人の子どもたちはその話を聞いて真実と思っている。

² “Himawari Japan” <https://himawarijapan.org>

³ “Australia-Japan Community Network” <http://jcnsydney.blogspot.com/>

⁴ J.H. Bentley and Herbert F. Ziegler, Traditions & Encounters: A Global Perspective on the Past, McGraw-Hill, 2011

Requesting Correction of Factual Errors in McGraw-Hill Textbook

<https://19historians.com/requesting-correction-of-factual-errors-in-mcgraw-hill-textbook/>

⁵ Ibid.

自分の娘は日本人であることをひどく恥ずかしく感じ、カリフォルニアの大学から帰って来た時に「日本兵は韓国人に何と酷いことをしてくれたの！」と母親の私に激しい怒りをぶつけてきた。

- 5) ニュージャージー州の高校の英語のクラスで、1人の日本人の女の子が韓国から来たばかりの男の子5人から「竹島⁶返せ」と日本語でいじめられた。
- 6) ニュージャージー州の放射線センター (Radiology Center) で、胸部のレントゲン検査を待っていたら、受付の韓国人の女性から大きな声で「日本人は猿の脳みそを食べるのよ。気持ち悪い。」と嫌がらせをされた。
- 7) ニューヨーク州ウエストチェスター (Westchester) 郡イーストチェスター (Eastchester) という日本人が比較的多く住んでいる町の中学校では、7年生を対象に学校が『Unbroken』⁷という反日を疑う映画を生徒たちに見せた。(2015年11月頃) 日本人の保護者のところに先生からメールがあり、子どもに不愉快な思いをさせるかもしれないので嫌なら親が申し出て子どもに見せるのを断ってもいいという事だった。一応は親の許可を得てからの上映だったが、このようにセンシティブな話題を英語で議論することは日本人の保護者にとっては難しいことでもあり、特に反対する日本人もおらず子どもたちは学校でこの映画を見たとのことだった。映画を見終わってからその学年の生徒は、先生に感想を求められたが、日本人の生徒たちは全員押し黙っていた。「残忍極まるシーン」が多いこの映画を、親の承諾をとって上映したとはいえ、中学2年生という感じやすい年頃に、自分たちの民族が「極悪非道な存在」として扱われている映画を他の同級生と一緒に見せられて、どんなつらい思いをしたのだろうかと残念で仕方がない。
- 8) 日本人の有志が日系の無料新聞に「慰安婦碑設置反対の広告」を出したら、車の上に鳥の死骸を置かれたり、ボコボコにしてやるという怖い脅迫メールが届くようになった。
- 9) ニュージャージー州にお住まいの80代日本人女性から、日韓の架け橋となっているある日中韓合同教会で起った話。「前は日本人の信者さんがたくさんいたのに、慰安婦の問題が持ち上がってあちこちに像が建ってしまったものだから、それで日本人みんなが怒って教会を辞めてしまいました。今現在は半分くらいの人数になってしまいました。牧師さんが日本語でお説教をし、奥様が韓国語に同時通訳をする教会で、もともと日本人・韓国人の信者が半分半分いたそうです。でも私が教会にお邪魔した2013年10月には50人くらいの信者さんがいましたほぼ全員が韓国人になってしまいました。こういった問題で仲良くしていた日本人と韓国人のコミュニティーが壊れるのは本当に見るに堪えません。和やかに暮らしている人々の絆を壊し、新たな争いを生むような「慰安婦問題」は本当にどうかしなくてははいけません。」

⁶ <https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/takeshima/index.html>

⁷ <https://unbrokenfilm.com/>

- 10) カルフォルニア州の学校で、授業で南京大虐殺のビデオを見せられて嫌だった。あまりにむごいビデオで普段は騒がしい教室がシーンとなってビデオに見入った。日本人ということで視線が痛かった。
- 11) ニュージャージー州にて。学校が終わって家の前で遊んでいたら、ある少年が少し離れたところから大声で "I hate Japanese!" と言ってきた。

3-1-2. 豪州の事例

- 1) 学校の歴史の教師から授業中に捕鯨の件で嫌がらせの発言を何度も受けた。このクラスで日本人は一人である。
- 2) NSW大学 (University of New South Wales) に通う日本人学生が韓国人、中国人の同窓生に人種的抑圧を受けた。彼女は教師にクラス内で自分の慰安婦問題に関する意見を言うことを許されなかった。
- 3) 韓国人経営の寿司店で、子供に中が見えないコップに熱湯を入れられ、飲まされた。水を頼んでもスタッフはしばらく無視した。
- 4) 小学校の卒業記念の演劇で、日本人男子が敵役の日本軍の兵士役をやらされた。生徒は親に言うとは問題視されるので、家でせりふの練習もできず悶々とした。本件はこの演劇を見て憤激した日本人父兄が A J C N⁸に通知。学校側に謝罪を要求。学校は口頭で謝罪した。

3-2. 日本政府による現行の対策とその問題点

3-2-1. 日本政府による現行の対策

- 1) 「いじめ防止対策推進法 (The Act for Promoting Bullying Prevention Measures)」⁹ 平成 25 年 (2013 年) 9 月施行。
- 2) 法務省の「子どもの人権 110 番」¹⁰ 電話とメールでの相談受付。
- 3) 公益財団法人 海外子女教育振興財団 (Japan Overseas Educational Services)¹¹ 「在留邦人子女に対するいじめ相談窓口」2018 年設置。
- 4) 大使館、領事館が「歴史問題を背景とした、いじめ、嫌がらせ、差別、暴言等」の被害情報と相談を受け付ける。
- 5) 2018 年 8 月より米国で一市民団体、豪州で一市民団体が領事館から委託され、いじめ相談窓口となる。

⁸ Australia-Japan Community Network <http://jcnsydney.blogspot.com/>

⁹ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

¹⁰ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

¹¹ <https://www.joes.or.jp/>

3-2-2. 問題点

- 1) 保護者も児童も相談窓口があることを知らない。
- 2) 窓口があるのなら領事館として地元紙や掲示板をつかってもっと宣伝すべき。目立たぬように「歴史問題に端を発する邦人の方の被害に関する御連絡・御相談について」をホームページに載せているようで、やる気が感じられない。
- 3) 一般に領事館は信頼されていないので邦人は相談に行かない。特に北米では領事館は信用されていないのが現状。理由として、①過去に領事館に意見や苦情を言った後、領事館からパスポートの更新をされないなどの嫌がらせがあったと聞く。②夫が企業の海外派遣で来ている母親が多く、領事館に相談することによって夫の仕事や企業に影響を及ぼすことを心配する。
- 4) 一般の邦人は領事館との接点がないので、領事館が問題をどう考えているのか分からない。「歴史問題に端を発する邦人の方の被害」の実態を知りたいのなら、相談の連絡を待つのではなく、領事館が邦人に声をかけてミーティングしたらどうか。
- 5) 領事館への相談窓口は、歴史問題を背景とした被害の相談となっているが、相談者にとってははじめの原因が歴史問題なのか別の問題なのか、判断が難しく、相談するにいたらない。
- 6) 相談した内容が、どこに報告されるのか、どのような対応がされるのか、日本政府関係者は具体的にどのような行動をとるのか、分からない。問題解決にむけての具体的なプロセスを明確にし、一般に知らせるべき。
- 7) 法務省の「子どもの人権 1 1 0 番」と海外子女教育振興財団（Japan Overseas Educational Services）の「在留邦人子女に対するいじめ相談窓口」について。子供が海外から日本に国際電話をかけて相談するということはしないだろう。いじめ問題は繊細な内容なので、メールで詳細を伝えるのは困難である。海外在住の児童にとって日本への電話やメールは効果ある方法とはいえない。
- 8) 相談窓口の担当者が海外のそれぞれの現地の状況を理解して対応できるか、疑問である。
- 9) 領事館のウェブサイトには、海外子女教育振興財団（Japan Overseas Educational Services）「在留邦人子女に対するいじめ相談窓口」と領事館の相談窓口の二つの通達がある。在外邦人にとっては、窓口が二つあることは混乱の原因である。
- 10) 相談窓口について、海外公館のサイトの記載が統一されていない。そのため、在外公館がこの件について真剣に取り組もうと考えているように思えない印象を受ける。
- 11) 歴史問題の対応について。カナダは多文化主義の国だからハーモニーを壊すような行為は良くないとか、日本は過去の歴史に対して謝罪した、など言っているようでは根本的な問題の解決にはならない。政府が公式見解として、慰安婦や南京事件の真実を広めるべき。
- 12) 領事館に相談するのはためらうが、身近な人や市民団体であれば相談しやすいだろう。

4. 勧告

委員会は日本政府に対して次のように勧告するよう、我々は要請する。

- 1) 児童の権利が侵害されるという危険にさらされている海外在住の日本人児童について、その状況を把握し、データを収集すること。
- 2) 児童の権利の実現のために日本国内で児童のために行われる全ての活動と施策を、海外在住の日本人児童も対象にするよう調整し、十分な人的・財政的資源を有する適切なメカニズムを構築すること。
- 3) いじめや人権侵害を受けている海外在住の日本人児童の保護者をケアするための、有効かつ具体的かつ効果的な施策を計画し、実行すること。
- 4) 海外在住の日本人児童の権利の保護実現のために、市民社会組織との継続的な意見交換と調整を確立すること。
- 5) 海外在住の日本人児童に影響を及ぼしている歴史問題について、日本政府はこれまでの対応不備と責任をしっかりと自覚し、原因を取り除くための計画を立て、実行すること。
- 6) 邦人保護の原則に基づき、在外公館は邦人とその児童を保護する意思と責任を明確に在外邦人に伝え、信頼を回復すること。

レポート担当 「なでしこアクション」

山本 優美子

Ⅱ. 日本における児童の福祉にかかる司法・行政等の問題

1. 関連する児童の権利条約、委員会勧告、日本政府報告

- 児童の権利条約 第 18, 19, 20 条
- 最終見解書(CRC/C/JPN/CO/3)のパラグラフ 51, 53
- 日本政府報告書(CRC/C/JPN/4-5)のパラグラフ 97, 92

2. はじめに

私、石垣秀之は臨床心理士として、子の引き離し問題に関する裁判上の争訟において、主として子と引き離されている当事者の依頼を受け、子の最善の利益が達成されるよう裁判所に対して 100 を超える意見書を提出してきました。そのすべては、双方が裁判所に提出した書証や証拠、家庭裁判所調査官によって提出された調査報告書、そして私への依頼以前に決した審判書面等を精査した上で作成してまいりました。

また私は、日本において法制化されている乳幼児健診やスクールカウンセリング業務として、幼児から成人（専門学校の生徒）までの子どもとその監護者等と日常的にかかわってきました（観察・相談・助言・コンサルテーション等）。2011 年の東日本大震災以降（私は被災地に住んでいます）、WHO が患者負担の少ないトラウマ治療技法として認める EMDR や認知行動療法を用いた心理カウンセリングを行うオフィスも開業し、DV 被害を受けた方（主として女性）や虚偽のDVを訴えられて子と引き離されている方を対象に心理カウンセリングも継続して行っております。

私は、ICD-11 策定のためのネット調査にも協力し、特に Caregiver-child relationship problem 内、Parental Alienation の問題に関してコメントもさせていただきました。

このような資格と経験・業務から、日本における子どもの福祉・人権と、子どもと引き離された親の福祉・人権の改善のため、日本の子の福祉にかかる司法・行政等の問題について述べます。

3. 児童の福祉にかかる司法・行政等の問題点

3-1. 家庭裁判所調査官の問題

家庭裁判所調査官は、通常 1 回 1 時間程度のみ子の監護状況を調べます。ほとんどの場合、子の監護状況は同居親が事前に裁判所に提出した「子の監護状況についての陳述書」に

記載された内容を鵜呑みにし、目視等によって確認されるのは、子の現住居の内部状況のみです。調査官が適切な調査を行わないために別居親がやむなく探偵を雇ったケースでは、不貞相手によって暴力を振るわれている現場の写真が提出されたにもかかわらず不貞相手宅に暮らす同居親に監護者指定（その時点では離婚未成立）されています。後にそのケースでは不貞相手が（その写真とは異なる）子への暴力によって逮捕されていますが、児童相談所は子どもを保護せず、現在も不貞相手宅で同居親と暮らしています。

子の意思の確認は、児童の権利条約にも明記されている重要な権利ですが、子の監護や面会交流を争う多くの同居親は、子が自由意志に基づき自らの処遇を検討するために必要な情報を遮断、あるいは改ざんし、別居親を不当に危険視したり悪い印象を与えています。その結果、子どもたちは早晚別居親を不条理に拒絶あるいは蔑視するようになりますが、調査官は、同居親や子の心理と態度形成の機序につき無知であるか無視し、表面的な言葉のみを子の意思として裁判所に報告します。

家庭裁判所調査官は、子を保護する必要のないケースにおいてなされた子の連れ去りが、子への心理的な虐待に相当するとの疑いすら持たず、子を連れ去った同居親が安全であり継続して監護すべきであるとの確証バイアスを持ち、反論の検証をせぬまま裁判所に意見を述べています。

3-2. 裁判所の問題

家庭裁判所は、正当な監護評価として通常調査報告書のみを認め、一部同居親から提出された医師の診断書を参考にする場合がありますが、調査報告書は前述したように確証バイアスに基づき同居親の主張を鵜呑みにしたものであり、セカンドオピニオンとして別居親が指定する医師に子を診察させることはできません。従って、同居親による明らかな外傷を伴う身体的虐待でも認められない限り、同居親がほぼ自動的に監護者として指定されることとなります。

裁判所は、月に1回2時間から多くても月に2回半日程度の面会交流を認めるのみであり、別居親が現監護状況の各種危険を訴えて監護者を自分に指定または変更するように求める場合、あるいは子が双方の親と十分な関係を将来にわたって継続しうる程度の面会交流を求める場合、単に自らの監護が優れ子との十分な愛着があることや、フレンドリー・ペアレントルールに則り同居親とも協力関係を築いていけることをアピールするだけでは不十分であり、同居親の態度・行動が虐待に相当すると主張せざるを得ません。

同居親は自らの子の連れ去りや引き離しを正当化するため、同居親の代理人弁護士は離婚訴訟のみならず慰謝料請求・財産分与の成功報酬や訴訟継続のメリットのため、同居時に現別居親がDVや虐待を働いたと誇張し、または完全にでっちあげ、時に性的虐待をねつ造すらしめます。

これら双方の主張の結果、葛藤は激化され、子の利益は軽視され人質とされたり取引材料とされます。裁判所が、最初の子の連れ去りを不問にし、同居親に継続性の原理を適用させ

ることによって、多くの日本の家族は壊され、やり直しの機会や安寧な面会交流・共同養育の機会が奪われています。

3-3. 行政の問題

保育施設や学校は、家庭・家族問題には直接的あるいは間接的にも介入しないという社会的なコンセンサスがあります。夫婦関係が悪化しそれを子が訴えても、父母の一方がDVを受けているという認識を持たない限り面前DVとは認識せず、子は守られません。逆に、一方がDV被害を訴える場合にはとりとめのない夫婦のいざこざであっても、他方がDV加害者とされ、引き離されることになりかねません。

児童相談所は、一方の親からの不当な子の引き離しを心理的虐待と認めず、一時保護を実施しませんし、引き離しを継続するあるいは面会を制限する親に対して指導や助言を行いません。

女性センターは、男女平等の理念を無視し、女性の訴えのみを鵜呑みにし、何らの調査も行わず、夫・父に一方的な非があるとの思い込みのもとに、DVの相談記録を作成し、これが事実上のDV証明として他の機関に認められる制度になっています。

3-4. 専門家の問題

夫婦不和や離婚が子に与える影響とその支援の必要性を理解する専門家養成や専門研修がなされていません。臨床心理士（今年度中には国家資格である公認心理師制度がスタートします）をはじめとする心理支援者も、相談者の主張を疑いなく傾聴するばかりで、子の福祉の視点に基づき、家族の再統合のための予防的介入・支援を行ったり、離婚を前にした親教育を実施したり、離婚や父母の葛藤による子の傷つきへのケアをしたり、片親疎外の改善のためのセラピーを実施することは極めてまれです。

真のDVが認められる場合であっても、加害者が加害行為に至る背景・機序を無視し、単に罰して引き離すことのみが解決であるかのように考えられているため、加害者臨床がなされずに新たな被害者を生み出す可能性が高いと考えられます。

子の養育に対する父母の共同責任を理解する心理支援者は極めてまれであり、面会交流を制限する同居親、そして面会交流や養育費の支払いを拒む別居親に対してその必要性を説くことのできる専門家も極めて少ないのが現状です。

4. 勧告

日本政府に対し以下の勧告するように委員会に要求します。

- 1) 現在、児童の権利条約を無視した判例踏襲型の司法判断が下され、親の持つ家族形成権

は無視されているため、離婚後や別居後の健全な親子関係の構築は阻害されています。よって、国際条約に規定されている人権を遵守する司法判断を行うように求めます。

- 2) 裁判官の一方的な「心証主義」を改め、監護評価において家庭裁判所調査官の不十分な報告書にのみ依拠するのではなく、客観的証拠や、親権を有する別居親が指定する子の心理・福祉の専門家（例えば公認心理師や臨床心理士）から意見が述べられた場合には、その判断において確実に考慮することを求めます。
- 3) 子どもの不当な連れ去りや引き離しは、「子に対する虐待である」（違法である）との文言を児童虐待防止法に明記することを求めます。
- 4) これに伴い、保護が必要ではない状態での子の連れ去りを厳格に罰する法律を刑法に追加する事を求めます。
- 5) 特段の事情が無い場合は、子が成人するまで父母の離婚後共同養育責任を有する共同親権とすることを民法に明記することを求め、またこの責任を逃れようとすることを違法とする法律の制定を求めます。
- 6) フレンドリー・ペアレントルールを適用し、面会交流に対して協力的でない場合の制裁措置を法律に明記することを求めます。
- 7) 十分な面会交流を実現するため、行政と（元家庭裁判所調査官らではない）子の福祉に関する専門家による支援機関を創設する事を求めます。
- 8) 面会交流の支援を実行する行政機関や専門家を養成するための法制度の早期策定を要求します

レポート担当 「The Coalition to Protect Every Children's Rights」
臨床心理士 石垣秀之

Ⅲ. 子供連れ去り問題 父親からの報告

1. 関連する児童の権利条約、委員会勧告、日本政府報告

- 児童の権利条約 第 18, 19, 20 条
- 最終見解書(CRC/C/JPN/CO/3)のパラグラフ 51, 53, 69
- 日本政府報告書(CRC/C/JPN/4-5)のパラグラフ 97, 92

2. 父親からの報告

私は日本に住む名古屋市在住の会社員で、鷺見洋介と申します。4年前に10年交際した女性と結婚し、1児の女兒を授かりました。その当時はとても幸せでしたが、妻の母親との問題から、妻との間に徐々に溝が出来ました。

私は何とかその溝を埋めようと努力をしましたが、2014年10月10日、私がお仕事から帰宅すると妻と子供の姿はなく、家財道具も無くなっていました。その直後に妻委任の弁護士から離婚調停申し立てがあり、家庭裁判所での離婚 私はそこで初めて日本国内の子ども連れ去り問題に直面し、子どもの権利条約不履行問題、ハーグ条約不履行問題も知りました。

それから約1年半家庭裁判所で離婚調停をしながら、子どもの権利条約の精神や、ハーグ条約についても主張し、日本国憲法でも基本的人権が保障されていると主張しました。

ところが、驚いたことに、裁判所の職員からは、「家庭裁判所の調停で法律の話をして困る」と言われました。私は、家庭裁判所が、法を正しく守らないことに失望し、全力でこの問題を解決すべく議員への陳情や、市民団体との協力を行ってきましたが、その間2歳半で連れ去られた娘に1度も会えませんでした。

その後家庭裁判所の判決で「父子関係に何の問題もなく、面会交流を妨げる理由は何もない」と認められましたが、子どもと自由な交流は認められず、面会日数、面会時間は、月に1度第三者の監視付きで1時間だけの交流となりました。私は、子どもの権利条約に批准している国とはとても思えない審判に憤りを禁じえません。

日本の家庭裁判所は、旧態然とした考えの運営を続けていて、過去の審判に習う判例しか出しません。更に「母性優先」、「子育ては母親の権利」という考えが根強いので、殆どの被害者親子は、このような内容の判決を受けます。受け入れなければ、4歳になる娘と二度と会えなくされますので、不本意でも応じるしかありませんでした。正に裁判所が出す人質交渉の条件を飲むしか子どもと会えないのです。

私は苦渋の選択で受け入れる事で、連れ去られ後1年半経ってやっと子どもとの再会ができました。その時子どもはすでに2歳の幼児から4歳の少女になっていました。

娘との面会は、支援する第3者機関事務所内の1室限定という条件で、月に1度だけ1時間会えるようになりました。

それから2年半の月日が経ち、会える時間は少し伸びましたが、未だに月に1度数時間のみしか娘と会えません。自由に出かける事も出来ません。夏に海水浴に行く事も、キャンプに出かけることも、まして共に夜をすごし、ホットミルクを飲ませ、絵本を読んで寝かしつける事も出来ません。連れ去られてからの4年の間で娘には妻からの洗脳が進んでいて、徐々に片親阻害の兆候が表れてきています。

日本は、未だ離婚後の片親親権制度を続けているだけでなく、家庭裁判所は旧態然とした運用で母性優先、子育ては母親の権利という考えです。

片親による一方的な子ども連れ去りも、親権者が行う場合は合法となっていて、警察も全く関与しないどころか、連れ去り親を監護親と認め、親権者でもある別居親が子どもを探し、連れ戻すと誘拐罪で逮捕する有様です。

残念なことに多くの弁護士が離婚後の片親親権制度を巧みに利用し、子どもを連れ去り、隠れて離婚を要求する仕組みを相談に来た離婚を望む親に教唆するビジネスを行っています。

このような国内事情から、子どもを連れ去られた親は、なすすべがなく、殆どが泣き寝入りで、子どもとの面会交流が認められても、月に1度数時間程度となってしまうのです。

子ども連れ去り問題は、毎日、日常的に起こっていますが、何故か日本政府は黙認しており、根本解決となる離婚後の養育権を共同化する民法改正には後ろ向きです。子どもと別居する親の人権問題を解決する姿勢はありません。

国会で安倍首相は、ハーグ条約と国内の子ども連れ去り問題に対して質問されても、「国際間の連れ去り問題と国内は違う」と、子どもの人権に対してははっきり国際間と国内で差別する発言をしています。

離婚後の片親親権制度の民法改正は日本国内の問題ですが、この問題を解決しない事には、今後も日本国内では子ども連れ去りは絶えません。

ハーグ条約の効力は国際間の子ども連れ去りだけにしか適応されないもので、例えば外国人が日本人と国際結婚し、日本国内で暮らしていて、日本国内で子どもを連れ去られた場合ハーグ条約は適応されません。その為たとえ国際結婚でも私と同じ苦しみ、悲しみを背負う事となります。

2020年の東京オリンピックを前に、日本は親子の人権問題に関わる子ども連れ去り問題、人権問題を解決しなければ国際間の真の交流などあり得ないと思っています。

しかし残念なことに、日本国政府は自国民からの訴えに耳を傾けません。日本国内の子どもの人権問題である子ども連れさり問題を解決するには、海外からの抗議の声と圧力が必要です。

子どもが両親と自由に会い過ごしたい気持ち、両親が子どもを養育する義務に、日本人と外国人の違いはありません。

この問題で、子供に会えないことを悲観した自殺も数多く起きています。また、会えない事により、継父などによる、子供の虐待、殺害事件まで起きています。実父（実母）に頻繁に会えていれば、子供の体などの変化に気が付くこともありますが、日本の裁判所が自分の子供に会えない様にする事で、このような悲惨な事件が後を絶ちません。

日本政府がこの問題を放置すれば、さらなる死者、精神病患者が出ることは明確です。

この問題を解決するためには、最低限、離婚後の「共同養育義務（obligation of joint nurture）」を明確に法制化し、それに違反する場合は、「公民権の一部制限」や「公民権停止」、諸外国で行われている様な自動車の運転免許証や、自動車の登録への制限、その他、様々な制限を科してでも、将来ある子供の人権を最優先にするための法制度が必要です。

2010年2月2日に米国のキャンベル国務次官補が、都内で記者会見し、日本が同条約を締結しない理由として、家庭内暴力(DV)から逃れて帰国する日本人の元妻らがいることを挙げていることについて「実際に暴力があった事例はほとんど見つからない。相当な誤認だ」と語り「大半は米国内で離婚して共同親権が確立しており、これは『誘拐』だ」と強調し、「解決に向けて進展がないと、日米関係に本当の懸念を生みかねない」さらに、日本人女性による子の誘拐事案がDVから逃れるためだという主張は、当事者やその周辺の言い分であり、客観的に証明できる資料は公開されていない。その状態を、同氏は、「子どもと切断されて、さらに虐待や暴力の濡れ衣まで着せられていることは、非常に痛ましいことだ」と表現しています。

3. 勧告

日本国が犯す子どもの人権問題からの救済を、委員会にお願い申し上げます。委員会が日本政府に対して、以下の事を勧告するよう要請いたします。

日本政府は、

- 1) 共同養育義務を法制化し、それを阻害する親に対しては、国民としての権利の一部を制限する事を法制化すべき
- 2) 子供の連れ去り自体を非合法化し、厳罰に処すという事を法制化すべき

- 3) フレンドリーペアレントルール（寛容性の原則）を裁判所での判断に適用すべき
- 4) 弁護士による子供の連れ去り教唆へ法的規制をかけるべき
- 5) 弁護士による本来、子供に行くべき養育費や、元配偶者に行くべき婚姻費からのピンハネを非合法化するべき
- 6) DV（家庭内暴力）を申告するためには、一方の話だけを元に自動的に他方に制限を加えるのではなく、警察などによる客観的な評価を必要とすることをDV防止法に追加する。
- 7) 子供の権利条約、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約＝Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction）遵守の徹底。

レポート担当 「Family Ties 家族の絆会」

鷺見 洋介

父親とその娘の写真

